

# 伯耆町遺族会規約

(名 称)

第1条 この会は伯耆町遺族会(以下「遺族会」という。)と称する。

(組 織)

第2条 遺族会は伯耆町内に居住する戦没者等の遺族をもって会員とし、岸本支部と溝口支部を置く。

(目 的)

第3条 遺族会は英霊の顕彰と供養、遺族処遇の改善と会員相互による物心両面の安定並びに郷土の発展と世界の平和に寄与することを目的とする。

(業 務)

第4条 遺族会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 英霊顕彰運動の参加に関する事。
- 2 慰霊祭への参加に関する事。
- 3 上部組織事業への参加、協力に関する事。
- 4 婦人部に関する事。
- 5 処遇改善運動の推進に関する事。
- 6 研修会、大会への参加に関する事。
- 7 功労者への表彰及び上申に関する事。
- 8 その他目的達成のための事業。

(役 員)

第5条 遺族会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 3名
- 3 監 事 2名
- 4 代議員 12名

2 会長、副会長、監事、代議員は総会において選出する。

(顧 問)

第6条 遺族会に顧問を置くことができる。

2 顧問は総会の同意を得て会長が委嘱する。

(班 長)

第7条 班長は各集落において1名選出する。

2 班長は会務の連絡執行にあたる。

(任 務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。
- 3 監事は会計を監査する。
- 4 代議員は会長が必要に応じて召集する。

(任 期)

第9条 役員の任期は、2年とする。但し再選を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第10条 会議は総会、役員会とする。

2 総会は、毎年1回会長が招集する。但し必要に応じ臨時に開くことができる。

3 前項の総会は、班長をもってあてる。

4 総会は、次の事項を付議する。

イ 財産の処分

ロ 規約の改廃

ハ 事業計画の承認

ニ 予算、決算の承認

ホ その他会長が必要と認めた事項。

5 役員会は必要に応じ会長が招集しおおむね次の事項を付議する。

イ 事業計画の樹立

ロ 予算計画の樹立

ハ 総会に付議する事項。

ニ その他会長が必要と認めた事項。

(議 事)

第11条 総会及び臨時総会の議長は出席者の互選により選任する。

2 会議の決議は出席者の過半数による。

(経 費)

第12条 遺族会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 遺族会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事 務 局)

第14条 遺族会の事務局を伯耆町社会福祉協議会に置く。

(細 則)

第15条 この規約の執行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成17年8月30日から施行する。

この規約は、平成21年4月 1日から施行する。